



令和2年5月22日

運輸安全委員会委員長 様

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7番9号
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所

審査請求人 フロントラインプレス合同会社

代表者代表社員 高田 昌幸

代理人弁護士 清水 勉

電話 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856



審査請求書

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき審査請求をする。

1 審査請求人の住所・氏名・年齢

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル14F

フロントラインプレス合同会社(代表社員:高田昌幸)

2 審査請求に係る処分

決定年月日:令和2年(2020年)2月26日

文書番号:運委総第332号による不開示決定(通知書には「開示決定」とあるが、5(2)に述べるとおり、本件処分は不開示決定である。)

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和2年2月28日

4 審査請求の趣旨

本件不開示処分の取消を求める。

5 審査請求の理由

(1) 情報公開請求

審査請求人は、令和2年1月27日、処分庁に対して、情報公開法に基づき、以下の文書(以下「対象文書」という)について情報公開請求をした。

① 平成20年(2008年)6月23日に発生した漁船第五十八寿和丸沈没事



故に関して、運輸安全委員会が報告書作成のために収集・利用した調査資料の一切

② ①の資料項目一覧

(2) 不開示決定通知

「1. 開示する行政文書の名称」として、「①2008/6/23 寿和丸転覆事故海象解析結果、②On Kurtosis Occurrence Probability of Freak Waves」を挙げているが、これらはいずれもインターネット上に公表されている文書であり、審査請求人が情報公開請求した対象文書ではない。本件処分は、請求対象を一切開示しない処分であるから、不開示決定処分である。処分者は、そのことを自覚しているらしく、文書①②について不開示理由を記載している。

対象文書①の不開示理由は以下のように記載されていた。

「開示する行政文書以外の資料は、事故調査の目的以外には使用しないことを前提に提出を受けたもの、または、事故調査の過程で運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の内部における検討のため作成されたものである。

これらの資料を公にすると、今後同種の事故等調査において、事故等関係者が当該資料を事故等調査報告書の作成以外の目的に利用されることをおそれ、あるいは事故等関係者との信頼関係が損なわれ、資料の提供が得られないこと、または事実を明らかにしないことなどが予想され、その結果、事実関係の把握及び的確な調査が行えず、事故等の原因究明が困難となり、事故等調査業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法第5条第6号柱書きに該当する。

また、事故調査の過程で委員会の内部における検討のために作成された資料は、事故の原因究明を行うにあたり、多角的見地から調査を行うために幅広く収集等した審議途中の検討段階における資料である。これらの資料を公にすることは、検討または審議において率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第5号及び第6号柱書きに該当する。」

対象文書②の不開示理由は以下のように記載されていた。

「委員会が事故等調査報告書作成のために収集・利用した調査資料の項目一覧を公にすると、委員会の調査手法、調査上知り得た情報及び審議の方向性などが明らかになり、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

れがあり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第5号及び第6号柱書きに該当する。

また、同文書は、本件事故の調査の目的以外に使用しないことを前提に、本件事故の関係者から提供された情報が含まれている。これを公にすると、今後同種の事故等調査において、事故等関係者が当該情報を事故等調査報告書作成以外の目的に利用されることをおそれ、あるいは事故等関係者との信頼関係が損なわれ、資料の提供が得られないこと、または事実を明らかにしないことなどが予想され、その結果、事実関係の把握及び的確な調査が行えず、事故等の原因究明が困難となり、事故等調査業務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第6号柱書きに該当する。」

(3) 本件処分の違法性

ア 本件処分を「開示決定」とするのは誤りである

本件処分において「公開」された文書(①2008/6/23 寿和丸転覆事故海象解析結果、②On Kurtosis Occurrence Probability of Freak Waves)は、インターネット上で公表されている文書であり、審査請求人が情報公開請求した文書ではないから、これらの文書を「開示」するとして「行政文書開示決定通知書」とすることは誤りである。本件処分の分類は不開示決定であるから、不開示決定という表示に訂正されるべきである。

イ 対象文書の特定の必要性

処分庁は対象文書を具体的に一切明らかにしない。しかも、処分庁の説明内容は一般論に終始しており、審査請求人としては処分庁の判断の適否を判断する手がかりがなく、出鱈目の理由を書かれても判断のしようがない。よって、処分庁は、①②についてどのような文書があり、そのどの部分が不開示事由に該当するのかを具体的に明らかにすべきである。

ウ 請求文書①の不開示理由について

(ア) 5号該当性について

5号は、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に関するものを問題にし、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」を懸念しているのである。

5号は、もともと情報公開条例において意思形成過程情報を不開示事由と規定したことにより不開示範囲が過剰に広がったという問題状況を踏まえて、これを限定

することを意図して設けられた規定である（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説[第6版]』103頁参照）。

このような規定が設けられた理由は、「行政機関情報公開法2条2項で行政文書の要件を組織共用文書としたため、決裁等の事案処理手続が終了していない文書のかなりの部分が行政機関情報公開法の規定の適用を受けることになる」関係から、「これらの情報を時期尚早な段階で開示することによって、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的情報と誤解され国民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすおそれがある」（宇賀『逐条解説』104頁）からである。

本件における対象文書は、平成20年（2008年）6月23日に発生した漁船第五十八寿和丸沈没事故に関して、運輸安全委員会が報告書作成のために収集・利用した調査資料であって、運輸安全委員会における審議内容の関する情報ではないから、5号には該当しない。

（イ）6号柱書該当性について

6号柱書は、「公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示事由としている。「『当該事務又は事業の性質上』という表現は、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に値する場合のみ不開示にしようことを明確にする趣旨である。『適正』という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。・・・公益上の義務的開示の規定が6条におかれていないのは、『適正』の要件の判断に際して、公益上の開示の必要性も考慮されるからである。『支障』の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、『おそれ』も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。したがって、一般的にいて、本号は、行政機関に広範な裁量を与える趣旨ではない。」（宇賀『逐条解説』108頁）。

不開示理由をみると、「開示する行政文書以外の資料は、事故調査の目的以外には使用しないことを前提に提出を受けたもの、または、事故調査の過程で運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の内部における検討のため作成されたものである。」というだけの理由で、「これらの資料を公にすると・・・おそれがあると認められるから」6号柱書に該当するとなっている。

しかし、処分庁が事故調査のために取得した資料を事故調査のために利用するのは法律上の業務範囲からして当然である。また、行政機関内部で作成され

た文書が第一次的に内部の検討のために作成されるということも当然のことである。本件処分は、そのことから、「これらの資料を公にすると・・・と認められる」としているが、論理の飛躍が甚だしい。このような資料等は、情報公開法によれば情報公開請求の対象になる（5条、2条2項）のであって、処分庁が述べる「前提」や「内部のため」は、それ自体として不開示事由に該当するものではない。したがって、6号柱書きに該当すると解するのは誤りである。

念のため、以下の処分理由についても検討する。

処分庁は、「これらの資料を公にすると、今後同種の事故等調査において、事故等関係者が当該資料を事故等調査報告書の作成以外の目的に利用されることをおそれ」があるとしているが、とんでもない無理解、暴論である。当該資料が他の事故の原因解明に役立つのであればそれを参考にすることは当然であって、資料作成者はそのような利用法を期待することはあっても、それを目的外利用だとして危惧することは考えられない。

事故再発防止の観点から事故原因の解明を切実に求めている「事故等関係者との信頼関係が損なわれ」ることも考えられない。

したがって、「資料の提供を得られない」ことも「事実を明らかにしないこと」も考えられない。「その結果、事実関係の把握及び的確な調査が行え」ないことはないし、「事故等の原因究明が困難とな（る）」こともないから、「事故等調査業務に支障を及ぼすおそれがある」とは認められない。

処分庁は、「また、事故調査の過程で委員会の内部における検討のために作成された資料は、事故の原因究明を行うにあたり、多角的見地から調査を行うために幅広く収集等した審議途中の検討段階における資料である。これらの資料を公にすることは、検討または審議において率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認められる」としているが、どのような内容の資料があるかという問題と、その資料についてどのような検討、審議を行ったかという問題は、全く別である。本件では、前者だけが問題になっているのであって、検討や審議に具体的に影響することはないし、すでに調査報告書が完成し公表しているから、検討や審議に影響のしようがない。

処分庁の「当該事務の性質」からすれば、むしろこれらの資料は積極的に公開すべきであって、不開示とすべきではない。

エ 請求文書②の不開示理由について

請求対象②は、請求対象①と異なり、各資料の具体的内容はわからないのであるから、ウで説明した以上に5号及び6号柱書きへの該当性はあり得ない。

念のために不開示理由を検討すると、「調査資料の項目一覧を公にすると、委員会の調査手法、調査上知り得た情報及び審議の方向性などが明らかになる」という相関関係自体、極めて疑わしい。仮にそのような相関関係が多少なりともあったとしても、「調査資料の項目一覧を公にする」ことによって、「委員会の調査手法、調査上知り得た情報及び審議の方向性などが明らかになる」とことが問題になるとは考えられない。むしろ、これらが明らかになることは調査が適正に行われたことを裏付けるのであって、調査結果の信用性を高めることはあっても低下させることはない。

ところが、処分庁はそのように考えないらしく、「外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」という。これは不可解な論である。そもそも本件情報公開請求は結果報告が出た後になされているから、全部開示されたところで、結果報告について事後的に外部から指示や干渉、不当な圧力をかける意味はなく、処分庁での率直な意見交換や意思決定の中立性を不当に損なう余地は事実上不可能である。

将来の処分庁の事故調査への影響ということで考えてみたとしても、処分庁は、過去に起こった船舶事故等の原因を究明することにより将来同様の事故が起こることを防ぐことを目的として調査し調査結果を公表するのであるから、それは船舶の運航者、利用者、製造業者、国土交通省だれにとっても望ましい、明らかにメリットがあることである。将来起こるかどうかわからない事故の原因究明をさせないために、本件事故に関する資料一覧表を検討しようとする者が存在するとは考えられない。船舶事故は1件1件が条件や原因が異なるから、本件事故に関する資料一覧表を検討したところで、将来いつどこでどのように起こるかかわからない事故の原因究明を妨害することはできない。言い換えれば、②の開示は処分者が危惧するような事態を招来することはないのである。

以上のとおり、処分庁の不開示理由は5号にも6号柱書にも当てはまらず、違法である。

(4) 結 論

よって、本件処分は違法であり、処分を取り消されるべきである。

6 処分庁の教示の有無およびその内容

本件不開示決定通知書において、「この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌

日から起算して3か月以内に、運輸安全委員会委員長に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

以 上